

技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会 報告書（案）に関する意見

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 理事長 辻本憲三
一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会 会長 和田洋一

◆全体

マジコン等のゲーム機・ゲームソフトに施されたセキュリティを回避する装置・プログラムの氾濫によって、ゲームメーカーらは甚大な被害を生じているところ、今般、本報告書案において、不正競争防止法を改正し、当該装置等の規制を強化するという結論となったことについて、現状よりもゲームソフト等の保護強化に資することになるという点では、一定の評価をしよう。但し、後記のとおりの懸念点は引き続き存続する。

今般、改正が適当とされた「のみ要件の見直し等」「刑事罰の導入」「水際措置の導入」については、早急な立法化及び施行を望む。

また、デジタルネットワーク環境下においては、急速な技術革新に伴い、侵害行為も今後ますます多様化、巧妙化、複雑化していくことを勘案すると、技術的制限手段の保護が今以上に重要となる。そのため、過去の議論にとらわれることなく、技術的制限手段の保護の在り方について、適時見直しを図っていくべきである。

◆「のみ要件」の見直しなど技術的制限手段回避装置等の提供行為に係る民事規定の適正化について（報告書Ⅱ）

本報告書案において、いわゆる「のみ要件」を見直し、技術的手段回避装置等の範囲を拡大するという方向には賛成する。ただし、具体的な要件のあり方に関しては、報告書では「専ら」と「主たる」を検討案にあげ、「専ら」が適切であるとしているが、報告書における見直しの方向性を踏まえて、その趣旨が体现されている条文を柔軟に検討されることが望ましい。加えて、改正の方向である「専ら」と現行法の「のみ」などの区別が一般に理解されにくいので、著作権法との関係や、ACTA 条文との整合性などを勘案した上で、改正後条文において要件の範囲がどの程度拡大されたのかをできるだけ明確にしていきたい。

また、いわゆる組込機器等の取り扱いについては、本来、規制対象となるべき機器が適用外となってしまうまいよう、十分留意していただきたい。

◆技術的制限手段の回避行為に対する規制の在り方について（報告書Ⅲ）

本報告書案においては、技術的制限手段を回避する行為そのものを規制対象としないこととされている。本議論においては、流通行為の規制を強化することによって、一層の実効性が確保できること、そもそも不正競争防止法が事業者間の公正な競争の確保という法

目的であることなどからもあり、本結論は、当面のものとしては、やむを得ないものと考えられる。

しかしながら、クラウドコンピューティングなども進展してきていることを勘案すれば、技術的制限が今以上に重要なものとなることに疑問の余地はない。そのため、技術的制限手段を回避する行為の規制については、技術の進展や被害の状況を勘案しつつ継続して検討を進めていただきたい。

また、本報告書案においては、コンテンツ提供事業者と関連機器の製造・提供事業者が共同して、コンテンツの利用・享受のための好ましい環境作りに向けたユーザー啓発が望まれる旨記述されているところ、これら啓発に対して行政にも協力を求めたい。

◆技術的制限手段の回避サービスの提供行為及び回避装置等の製造行為に対する規制の在り方について（報告書Ⅳ及びⅤ）

本報告書案において、技術的制限手段の回避サービスの提供行為及び回避装置等の製造行為に対する規制については、現行の規制範囲において一定程度の対応が可能であるとの判断から、独立して規制の対象とはしないとの結論となっているところ、今後の回避サービスの提供や製造行為の実態を勘案しつつ、継続して検討を進めていただきたい。

◆技術的制限手段回避装置等の提供行為に対する刑事罰の導入について（報告書Ⅵ）

本報告書において、刑事罰を導入することが適当とされていることにつき賛成する。ただし、悪質な者を適切に捕捉するために主観的要件を付すことが適当とされているところ、その範囲が不適切に狭められることのないよう、留意していただきたい。

◆技術的制限手段回避装置等に対する水際措置の導入について（報告書Ⅶ）

本報告書において、水際措置を導入することが適当とされていることにつき賛成する。

以上